

寄進地系荘園と領域型荘園の関係について、具体的に解説してください。

### 寄進地系荘園とは

『詳説日本史』（日探705）では、「寄進地系荘園」についてつぎのように説明している（p.71）。

開発領主の中には、国衙からの干渉を免れるために、所領を含む広大な土地を貴族や大寺社に寄進し、その権威を背景に政府から官物や臨時雑役の免除（不輸）を認めてもらう荘園（官省符荘）にして、みずからは預所や下司などの荘官となる者も現れた。寄進を受けた荘園の領主は領家と呼ばれ、この荘園がさらに摂関家や天皇家などに重ねて寄進された時、上級の領主は本家と呼ばれた。こうしてできた荘園を寄進地系荘園と呼ぶ。

同じく『詳説日本史』では、「荘園の寄進」の史料を設け（p.72）、肥後国鹿子木荘の伝領関係を示す下記の年月日未詳「鹿子木荘事書」（「東寺百合文書」し函309、以下「鹿子木荘事書」と表記する）の一部を示し、寄進の連鎖の結果として形作られるのが寄進地系荘園であるという教科書的理解をうながすための補足材料としている。

#### 鹿子木の事

- 一 当寺の相承は、開発領主沙弥寿妙嫡々相伝の次第なり。
- 一 寿妙の末流高方の時、権威を借らむがために、実政卿を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、高方は庄家領掌進退の預所職となる。
- 一 実政の末流願西微力の間、国衙の乱妨を防がず、この故に願西、領家の得分二百石を以て高陽院内親王に寄進す。……これ則ち本家の始めなり。……

ここでは、鹿子木荘は開発領主沙弥寿妙以来相続されてきたこと、寿妙の末流中原高方が権威を借りるために大宰大貳藤原実政を領家と号して中原高方が取得する年貢のうち、400石を藤原実政に割き分け、高方は預所職となったこと、そして藤原実政の権限を継承した願西はその権威が微力であったために国衙からの乱妨を防ぐことができず、領家得分400石のうち、200石を高陽院内親王へ寄進し、本家が成立したこと等を整理している。

### 寄進地系荘園と領域型荘園

一方「領域型荘園」とは、一般的には荘園の四至境界を定めて勝示を打った荘園を指すものの、『詳説日本史』では「領域型荘園」という概念自体の記述はない。しかし、「荘園の絵図」として神護寺領紀伊国杵田荘絵図を掲載し（p.72）、そのキャプションに「四隅と紀伊川の南の点は荘の領域の境目（勝示）を示す」と解説を加えて領域型荘園の事例を示している。

この「寄進地系荘園」と「領域型荘園」の関係について、教科書の記述をたよりに理解を試みると、前者の寄進地系荘園の説明で現れる「開発領主」の所領が荘園化されることで後者の領域的な荘園へと連続していくと直接結びつけて理解してしまいそうになる。しかし多くの場合、実際には直接両者は結びつかない。教科書の記述には、確かに課題がある。

これまで多くの教科書が寄進地系荘園の理解を補足する史料として採用してきた「鹿子木荘事書」自体、荘園形成がはじまる時点から200年ほどだった鎌倉時代頃に、訴訟に際した一方的な立場から鹿子木荘の成立の背景を主張したものであり、虚構があったり、荘園の成立をめぐる重大な情報が欠落していたりしている。

## 荘園制成立史研究の成果と教科書記述

ところで近年の研究では、中世荘園は「開発領主」による上位者への所領寄進のみで成立するのではなく、11世紀末～13世紀第一四半世紀頃までの王権による荘園認定(立荘)等を経て成立すると考えられている。そして、そこにはいくつかの特徴があることが明らかになっている。具体的な実例をもとに確認してみよう。

仁和寺領阿波国篠原荘は、立荘以前はもともとは四至で区切らない11町の免田として存在していた。11世紀後半になると領主は関白藤原教通へ寄進して37町規模となった。さらに藤原教通はこれを仁和寺に寄進すると、白河院司藤原為房や阿波国守藤原忠長等の連携を背景として、1118(元永元)年に白河院庁が阿波国勝浦郡の四至を境界として田畠1500～1600町もの荘園として立荘した。王権による立荘により、もともとの免田11町の規模から四至で区切った広域にわたる領域型荘園へと生まれかわったのである。

もうひとつ、1086(応徳3)年に成立した醍醐寺えんどういん円光院うしきはら越前国牛原荘の場合をみてみよう。醍醐寺円光院は白河院が早逝した中宮賢子の菩薩を弔うために創建した御願寺である。円光院領の立荘に向けた動きは、賢子の実父右大臣源顕房が醍醐寺円光院創建にともない立荘候補地の土地証文を集める作業(=「けんけい荘の券契を尋ねる」)から始まった。いわゆる立荘候補地となる所領寄進を求める動きであり、この牛原荘の場合は権門側からの働きかけで始まったのである。その後、源顕房のもとには義範なる人物が仲介して東大寺ごし五師忠範の所領が寄進された。さらに越前国守源高実はこの東大寺五師忠範の所領を核として200町の荒野を囲い込んで醍醐寺円光院に納入し、四至で区切った領域型の牛原荘の立荘が実現したのであった。

すなわち領域型荘園は、「開発領主」による荘園のもとになる免田など所領の寄進を経て、官使や院司・当該国司などの連携を背景に周辺の田畠や荒野等が囲い込まれ、王権が立荘をおこなうことで成立したのである。もちろん、領域の画定をめぐっては現地の住人など在地社会との合意形成も重要であった。

先に示した「鹿子木荘事書」との関係でいえば、「鹿子木荘事書」は寄進の由緒は示しているが、荘園の成立に不可欠な立荘に関する具体的な情報が欠落している。また、『詳説日本史』の史料の〔補注〕に掲げる通り、「鹿子木荘事書」には「開発領主」の権利をめぐって虚構があることにも注意したい。「開発領主」には、年貢に相当する官物を収取する権限はない。

## 理解を深めるために

寄進と領域型荘園の成立について理解を深めるためには、つぎの2点にも注意が必要である。まずは「開発領主」なる概念についてみておきたい。開発領主という表現はどうしても地域で直接的に生産活動を担う在地性の強い領主層をイメージしてしまいがちである。しかしながら、荘園形成につながる所領の領有者たる「開発領主」は、大寺院の僧侶であったり、あるいは貴族層であったり、そのあり方は多様である。「鹿子木荘事書」に現れる寿妙なる人物も受領クラスの官人であることが想定されている。越前国牛原荘のもとになる所領を寄進した忠範も東大寺僧であった。

もう1つ、立荘に関わる人々の関係について理解することも重要である。みたたび越前国牛原荘を例にみると、既述の通り醍醐寺円光院への所領寄進者をつのった右大臣源顕房は発願主賢子の実父であった。また東大寺五師忠範の所領寄進を仲介した義範は初代円光院べつどう別当(長官)となる人物である。さらに200町もの荒野を囲い込んで立荘に重要な役割を果たした越前守源高実が故賢子と密接な関係があった。立荘手続きは故中宮賢子の周辺に連なる人々の連携で進められていたのである。すなわち立荘は領域の画定をめぐる現地の住人など在地社会との合意形成などをともないつつも、手続き自体は貴族社会側のネットワークを背景に進められていたのである。

(もりた・はやと／香川大学教育学部教授)